

主な保証制度一覧

★対象となるのは、原則として兵庫県内で保証対象業種を営み（法人の場合は、事業実態のある本店または事業所を、個人の場合は現に居住している住居または事業所を有する方）、許認可等を必要とする業種は当該許認可等を取得している中小企業者です。

- ・主な要件のみを記載しており、これ以外にも要件等がある場合があります。
- ・ご利用には審査がありますので、ご希望に沿えない場合もあります。
- ・原則として、代位弁済を受け、その残高が残っている方はご利用いただけません。
(平成22年4月現在)

こんな時に	制 度	対象となる方	保証限度額 (カッコ内は組合の場合)	資金用途	期間	連帯保証人	担保	保証料率
一般の事業資金を調達したい	一般保証	保証協会をご利用いただける中小企業者（個人、会社、医療法人、組合）	2億8,000万円以下 (4億8,000万円以下)		概ね7年以内			責任共有保証料率 0.45～1.90% (BSなし1.15%) 責任共有外保証料率 0.50～2.20% (BSなし1.35%) ※BS: バランスシート (貸借対照表) のこと、以下同じ
極度を設定し、スピーディかつタイムリーに資金調達したい	手形貸付根保証	保証協会をご利用いただける中小企業者（個人、会社、医療法人、組合）	2億8,000万円以下 (4億8,000万円以下)		1年以内		必要に応じ 徴求	
	手形割引根保証	保証協会をご利用いただける中小企業者（個人、会社、医療法人、組合）	2億8,000万円以下 (4億8,000万円以下)		1年以内			
	当座貸越（貸付専用型）根保証	次のすべての要件に該当する中小企業者（組合は企業組合、協業組合のみが対象） 【法人の場合】①同一事業歴が3年以上あり、2期以上の決算を行っていること ②申込金融機関との与信取引が6カ月以上あること ③金融機関および当協会が定めた審査基準に該当すること 【個人の場合】①同一事業歴が3年以上あり、2期以上の確定申告を行っていること ②申込金融機関との与信取引が6カ月以上あること ③次のア～ウのいずれかに該当すること ア. 金融機関および当協会が定めた審査基準に該当すること イ. 確定申告が青色申告であり、保証申込直前期の決算において申告所得*を300万円以上計上し、かつ自己名義の不動産（自宅・店舗等）を所有していること ウ. 確定申告が青色申告であり、保証申込直前期の決算において申告所得*を100万円以上計上し、不動産等物的担保の提供があること	100万円以上 2億8,000万円以下		1年間 または 2年間	法人の代表者のみ ※代表者以外も必要となる場合があります	原則として、保証金額が5千万円以下は不要。 5千万円超の場合は必要 責任共有保証料率 0.39～1.62% (BSなし0.98%)	
	事業者カードローン当座貸越根保証	次のすべての要件に該当する中小企業者（組合は企業組合、協業組合のみが対象） 【法人の場合】①同一事業歴が3年以上あり、2期以上の決算を行っていること ②申込金融機関との与信取引が6カ月以上あること ③金融機関および当協会が定めた審査基準に該当すること 【個人の場合】①同一事業歴が3年以上あり、2期以上の確定申告を行っていること ②申込金融機関との与信取引が6カ月以上あること ③次のア、イのいずれかに該当すること ア. 金融機関および当協会が定めた審査基準に該当すること イ. 確定申告が青色申告であり、保証申込直前期の決算において申告所得*を計上し、かつ自己名義の不動産（自宅・店舗等）を所有していること	100万円以上 2,000万円以下	運転・設備		原則として 不要		
急な資金ニーズに対応したい	クイック保証	次の要件①、②に該当し、法人の場合は③および④、個人の場合は⑤に該当する中小企業者（組合は除く） ①兵庫県内で引き続き3年以上同一事業を営んでいること、②取扱金融機関との与信取引が引き続き1年以上あること 【法人の場合】③直近2期連続して経常利益を計上していること、④債務超過でないこと 【個人の場合】⑤青色申告をしているもので、直近2期連続して所得金額*を300万円以上計上していること	2,000万円以下		7年以内			
	クイックミニ保証	次の要件①～③に該当し、法人の場合は④および⑤、個人の場合は⑥および⑦に該当する中小企業者（組合は除く） ①兵庫県内で引き続き2年以上同一事業を営んでいること、②常時使用する従業員数が20人（商業、サービス業は5人）以下であること、③当協会の保証利用実績がある、または原則として取扱金融機関との与信取引が6カ月以上あること 【法人の場合】④保証申込直前期決算（12カ月）において、売上金額が1億5,000万円以下であり、経常利益を計上していること ⑤保証申込直前期決算（12カ月）において、債務超過でないこと 【個人の場合】⑥保証申込直前期決算（12カ月）において、売上金額が1億5,000万円以下であり、所得金額*を計上していること ⑦申告の種類は青色・白色を問わず、確定申告書で売上金額が把握できること	1,000万円以下		7年以内 (うち据置6カ月以内)		不要	責任共有保証料率 0.45～1.90% (BSなし1.15%)
	予約保証	次の全ての要件に該当する中小企業者 ①同一事業の業歴が3年以上あること、②申込金融機関との与信取引が1年以上あること、 ③ランク別保証料率が適用されること、④保証料率区分が2以上であること	2,000万円以下（貸付限度額） ただし、小口零細企業保証を利用する場合は500万円		5年以内		必要に応じ 徴求	責任共有保証料率 0.60～1.90% 責任共有外保証料率 0.70～2.20%
スピーディに資金調達したい	ひょうご無担保ローン「じんそく」	兵庫県内に事業所を有し、金融機関および当協会が定めた審査基準に該当し、次のすべての要件に該当する中小企業者（法人のみ、個人、組合は除く） ①兵庫県内で引き続き2年以上同一事業を営んでいること ②直近2期（12カ月分×2期）以上の決算を行っていること	5,000万円以下 ただし、スーパーじんそくとの残高合計が1億円を超えない範囲	運転	5年以内 (うち据置6カ月以内)		不要	責任共有保証料率 0.45～1.90%
	ひょうご無担保ローン「スーパーじんそく」		1億円以下 ただし、じんそくとの残高合計が1億円を超えない範囲	運転・設備	運転：7年以内 (うち据置6カ月以内) 設備：10年以内 (うち据置6カ月以内)			

※当座貸越、カードローンの要件（個人）にある「申告所得」とは、申告控除、専従者給与控除後の所得金額（事業所得）をいいます。

※クイック、クイックミニの要件（個人）にある「所得金額」とは、申告控除・専従者給与控除前の金額をいいます。

主な保証制度一覧

★対象となるのは、原則として兵庫県内で保証対象業種を営み（法人の場合は、事業実態のある本店または事業所を、個人の場合は現に居住している住居または事業所を有する方）、許認可等を必要とする業種は当該許認可等を取得している中小企業者です。

- ・主な要件のみを記載しており、これ以外にも要件等がある場合があります。
- ・ご利用には審査がありますので、ご希望に沿えない場合もあります。
- ・原則として、代位弁済を受け、その残高が残っている方はご利用いただけません。
(平成22年4月現在)

こんな時に	制度	対象となる方	保証限度額 (カッコ内は組合の場合)	資金用途	期間	連帯保証人	担保	保証料率																														
資金繰りを安定させたい	経営安定関連保証 (セーフティネット保証)	経済産業大臣が指定した、①大型倒産(再生手続開始申立等)の発生により影響を受ける中小企業者、②取引先企業のリストラ等による事業活動の制限により影響を受ける直接・間接取引中小企業者および近隣等に所在する中小企業者、③突発的災害(事故等)により、影響を受ける特定の地域の特定の業種に属する事業を営む中小企業者、④突発的災害(自然災害等)により、影響を受ける特定の地域の中小企業者、⑤業況の悪化している業種に属し、売上高等が減少している中小企業者、⑥金融機関の破綻により当該金融機関からの借入れが困難になるなど、資金繰りが悪化している中小企業者、⑦金融機関の相当程度の経営合理化(支店の削減等)に伴って借入が減少している中小企業者、⑧整理回収機構に貸付債権が譲渡された中小企業者のうち、再生の可能性があると認められる中小企業者、のいずれかに該当し、市・町から認定を受けた中小企業者(個人、会社、医療法人、組合)	2億8,000万円以下 (4億8,000万円以下) 【別枠保証】 ただし、⑥は3億8,000万円以下(個人・法人のみ)	運転・設備	概ね7年以内	必要に応じ徴求		責任共有保証料率:0.80% 責任共有外保証料率:0.90%																														
	景気対応緊急保証	上記経営安定関連保証の⑥に該当し認定を受けた中小企業者(個人、会社、医療法人、組合) 平成23年3月31日までの期間限定	2億8,000万円以下 (4億8,000万円以下) (経営安定関連保証の残高含む)		10年以内 (うち据置2年以内)			責任共有外保証料率:0.80%																														
	資金繰り円滑化借換保証	一般保証または経営安定関連保証にかかる既往借入金の残高がある中小企業者(個人、会社、医療法人、組合)	2億8,000万円以下 (4億8,000万円以下)		10年以内 (うち据置1年以内)			責任共有保証料率 0.45~1.90%(BSなし1.15%) 責任共有外保証料率 0.50~2.20%(BSなし1.35%)																														
小口資金を調達したい	小口零細企業保証	次の要件①~③のいずれかに該当する小規模事業者 ①常時使用する従業員(組合員)数が20人(商業、サービス業は5人)以下の個人、会社 ②事業協同小組合、または組合員の3分の2以上が保証対象業種を営む事業協同小組合 ③常時使用する従業員(従事する組合員)数が20人以下の医業を主たる事業とする法人、協業組合、および企業組合	1,250万円以下 (既保証残高含む)	7年以内 (うち据置6カ月以内)	原則として不要		責任共有外保証料率 0.50~2.20%(BSなし1.35%)																															
	地域ふれあい保証	次の要件①~③に該当し、法人の場合は④及び⑤、個人の場合は⑥及び⑦に該当する小規模事業者(個人、会社、医業を主たる事業とする法人、協業組合、および企業組合) ①常時使用する従業員数が20人(商業・サービス業は5人)以下であること ②1年以上同一事業を営み今後も当該事業を継続する先で、1回以上税務申告を行っていること ③商工会または商工会議所から経営指導を受け、推薦を受けていること 【法人の場合】④保証申込直前期決算において、経常利益を計上していること ⑤保証申込直前期決算において、債務超過でないこと 【個人の場合】⑥保証申込直前期決算において、所得金額*を計上していること ⑦申告の種類は青色・白色を問わず、確定申告書に添付の青色申告決算書 または収支内訳書(白色申告の場合)で売上金額が把握できること	1,250万円以下 (既保証残高含む)				※所得金額:申告控除:専従者給与控除前の金額	責任共有外保証料率 0.40~2.10%(BSなし1.25%)																														
売掛債権や棚卸資産を担保に事業資金を調達したい	流動資産担保融資保証	国内事業者に対する売掛債権または棚卸資産を有する中小企業者(個人、会社、医療法人、組合) ただし、棚卸資産を担保とする場合は法人に限る	2億円以下	1年間 (個別保証は1年以内)		売掛債権 棚卸資産	責任共有保証料率:0.68%																															
市場から資金調達したい	特定社債保証	株式会社(特例有限会社を含む)、合名会社、合資会社、合同会社で、経済産業省令で定める右記要件のうち、直近の決算において、基準①~③のいずれかに該当している中小企業者 ただし、口およびハについては、それぞれの項目に対し、いずれか1項目該当すること	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>項目</th> <th>基準①</th> <th>基準②</th> <th>基準③</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>イ</td> <td>純資産額</td> <td>5千万円以上 3億円未満</td> <td>3億円以上 5億円未満</td> <td>5億円以上</td> </tr> <tr> <td>ロ</td> <td>自己資本比率</td> <td>20%以上</td> <td>20%以上</td> <td>15%以上</td> </tr> <tr> <td>ハ</td> <td>総資産倍率</td> <td>2.0倍以上</td> <td>1.5倍以上</td> <td>1.5倍以上</td> </tr> <tr> <td></td> <td>使用総資本事業利益率</td> <td>10%以上</td> <td>10%以上</td> <td>5%以上</td> </tr> <tr> <td></td> <td>インタレスト・カバレッジ・レージオ</td> <td>2.0倍以上</td> <td>1.5倍以上</td> <td>1.0倍以上</td> </tr> </tbody> </table>		項目	基準①	基準②	基準③	イ	純資産額	5千万円以上 3億円未満	3億円以上 5億円未満	5億円以上	ロ	自己資本比率	20%以上	20%以上	15%以上	ハ	総資産倍率	2.0倍以上	1.5倍以上	1.5倍以上		使用総資本事業利益率	10%以上	10%以上	5%以上		インタレスト・カバレッジ・レージオ	2.0倍以上	1.5倍以上	1.0倍以上	4億5,000万円以下 ただし、他の保証と合算で5億円以内 (ただし、経営安定関連保証等を除く)	2年から7年までの1年単位	不要	保証金額 2億円(発行額 2億5千万円) 超の場合は必要	責任共有保証料率:0.45~1.90%
	項目	基準①	基準②	基準③																																		
イ	純資産額	5千万円以上 3億円未満	3億円以上 5億円未満	5億円以上																																		
ロ	自己資本比率	20%以上	20%以上	15%以上																																		
ハ	総資産倍率	2.0倍以上	1.5倍以上	1.5倍以上																																		
	使用総資本事業利益率	10%以上	10%以上	5%以上																																		
	インタレスト・カバレッジ・レージオ	2.0倍以上	1.5倍以上	1.0倍以上																																		
創業したい	創業等関連保証	新規に県内で開業する方で、次の①~⑥のいずれかに該当する方 ①事業を営んでいない個人で、借入金額と同等以上の自己資金を有し、1カ月以内に事業を開始する方 ②事業を営んでいない個人で、借入金額と同等以上の自己資金を有し、2カ月以内に会社を設立する方 ③事業を営んでいない個人で、創業後5年未満の方 ④事業を営んでいない個人が設立した会社で、設立後5年未満の会社 ⑤分社化を計画する会社 ⑥設立後5年未満の分社化された会社	1,500万円以下	10年以内 (うち据置1年以内)	法人の代表者のみ ※代表者以外も必要となる場合があります	不要	責任共有外保証料率:1.00%																															
	創業関連保証	新規に県内で開業する方で、次の①~④のいずれかに該当する方 ①事業を営んでいない個人で、1カ月以内に事業を開始する方 ②事業を営んでいない個人で、2カ月以内に会社を設立する方 ③事業を営んでいない個人で、創業後5年未満の方 ④事業を営んでいない個人が設立した会社で、設立後5年未満の会社	1,000万円以下 ただし、創業関連保証と再挑戦支援保証の合算限度額																																			
再起業したい	再挑戦支援保証	経営状況の悪化により過去に営んでいた事業を廃止または会社を解散してから5年を経過していない方で、次の①~④のいずれかに該当する方(解散時に役員であった方も含む) ①事業を営んでいない個人で、1カ月以内に事業を開始する方 ②事業を営んでいない個人で、2カ月以内に会社を設立する方 ③事業を営んでいない個人で、創業後5年未満の方 ④事業を営んでいない個人が設立した会社で、設立後5年未満の会社																																				